

令和2年4月9日

全会員の皆様へ

上尾スウインスイミングスクール
上尾スウィンフィットネスクラブ

臨時休館による4月分会費の取扱いについて

日頃より、当施設をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
政府からの緊急事態宣言発令に伴い、4月8日（水）～5月6日（水）まで臨時休館とさせていただきます。つきましては、4月分の会費を下記の通り取扱いさせていただきます。

このたびは、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

記

○4月分の月会費について

4月分の月会費につきましては、臨時休館に伴い、返金扱いとさせていただきます。返金の対応方法につきましては、3月25日に口座引き落としされております4月分の月会費を5月分の月会費に充当させていただきます。（4月27日の口座引き落としはございません）

○4月分の休会費について

臨時休館に伴い、すでにお申込の4月分の休会費についても無償といたします。

今後、4月の休学（休会）届は不要となります。

※すでに4月の授業及び施設の利用・レッスン出席の有無にかかわらず、上記対応とさせていただきます。

以上